

大津市企業局工事成績評定要綱

(令和4年3月31日改正)

大 津 市 企 業 局

目 次

- ・ 大津市企業局工事成績評定要綱 -----
- ・ 工事成績評定表【様式第1号】 -----
- ・ 工事成績評定結果検査合格通知書【様式第2号】 -----
- ・ 工事成績評定結果に対する説明請求について（回答）【様式第3号】 -----
- ・ 技術力の発揮・創意工夫・社会性等に関する実施状況【様式第4号】 -----
- ・ 技術力の発揮・創意工夫・社会性等に関する実施状況
（説明資料）【様式第5号】 -----
- ・ 工事成績採点の審査項目別運用表一覧表【別表(第4条関係)】 -----
- ・ 工事成績採点の審査項目別運用表【別表-1①～,2①～,3①～】 小規模 -----
- ・ 工事成績採点の審査項目別運用表【別表-1①～,2①～,3①～】 簡便型 -----
- ・ 工事成績採点の審査項目別運用表【別表-1①～,2①～,3①～】 標 準 -----
- ・ 「施工プロセス」のチェックリスト【別紙1(第4条関係)】 -----
- ・ 審査項目別運用表（考え方）【参考】 -----

大津市企業局工事成績評定要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条の規定に基づき定められた公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の第2の第4項第1号の規定に基づき、大津市企業局が発注する請負工事の成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を行うことにより、工事の適正な施工の確保を図るとともに、工事施工者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、1件の請負金額が130万円を超える請負工事について行うものとする。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者は、検査員及び大津市企業局建設工事監督要綱による監督員並びに主任監督員又は総括監督員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、評定者となる主任監督員及び総括監督員がある場合には、それらの者が協議の上、評定を行うものとする。

3 評定は、工事成績評定表（様式第1号）によって行うものとし、別表に定める工事成績採点の考査項目別運用表に基づいて評定するものとする。

4 評定にあたっては、「施工プロセス」のチェックリスト（別紙1）を考慮するものとする。また、受注者は、当該工事における「技術力の発揮」、「創意工夫」、「社会性等」について技術力の発揮・創意工夫・社会性等に関する実施状況（様式第4号）及び技術力の発揮・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）（様式第5号）により提出できるものとし、提出のあった場合はこれらも考慮するものとする。

(評定の結果の通知)

第5条 大津市公営企業管理者（以下「公営企業管理者」という。）は、受注者に対して、工事成績評定結果検査合格通知書（様式第2号）により、評定の結果を通知するものとする。

2 公営企業管理者は、評定の結果を通知した後、評定を修正すべきと認められるときは、評定を修正し、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第6条 前条の規定による通知を受けたものは、通知を受けた日から14日以内に、公営企業管理者に対して、文書により、評定の内容について説明を求めることができる。

2 公営企業管理者は、前項による説明を求められたときは、工事成績評定結果に対する説明請求について（様式第3号）により回答するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行し、同年4月1日以後に契約した工事について

て適用する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行し、同日以後に評定を行う工事について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行し、同日以後に評定を行う工事について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に評定を行う工事について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に契約を締結し、評定を行う工事について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行し、同日以後に請求された評定の説明について適用する。(様式第3号の改正)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に契約を締結し、評定を行う工事について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式という。」)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。